

京都市告示第 649号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市立錦林浴場，京都市立養正浴場，京都市立三条浴場及び京都市立崇仁第二浴場	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町119番地の1 都総合管理株式会社	令和4年4月1日から令和8年3月31日（京都市立崇仁第二浴場にあつては，令和5年3月31日）まで
京都市立壬生浴場及び京都市立久世浴場	京都市伏見区黒茶屋町631番地の9 明日香・京都保全管理共同企業体	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
京都市立辰巳浴場及び京都市立改進浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東入塩屋町60番地の2 株式会社ワン・ワールド	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)